

イギリス/オーストラリアビザ(査証)申請サポート申込書

お申し込みいただく前に、以下の5点を必ずご確認ください。

- 1: 以下に該当する場合は手続きが異なるため、弊社で受付することができません。詳細は各国大使館へお問合せ下さい。
 - 学生ビザ以外の取得をお考えの場合
 - ご家族の方と一緒に渡航される予定がある場合(オーストラリアビザ申請)
 - 日本国籍以外の場合(オーストラリアビザ申請)※イギリスビザ申請サポートに関してはこちらでご相談下さい。
- 2: 本サポートは、ビザ(査証)の発給を保証、および、ビザ(査証)の渡航までの発給を保証するものではなく、あくまでも審査が円滑に進むためのものになります。
- 3: サポート料、および、大使館などへの申請料は、査証審査官の判断により査証の発給が不可となった場合を含み、あらゆる場合にも返金されません。
- 4: 契約約款に必ず目をお通しいただき、ご同意いただいた上で、お申込下さい。
- 5: 大使館などでの審査状況によっては査証がすぐに発行されない場合もありますので、遅くとも渡航の1~2ヶ月前までにはお申込下さい。

■お申込者情報

フリガナ		生年月日	西暦	年	月	日
氏名		性別	男・女	国籍		
ご住所(フリガナ)						
ご住所	〒 -					
電話番号(自宅)		Emailアドレス				
携帯番号		携帯Emailアドレス				

■申請されるビザの種類(イギリスのみ)

<input type="checkbox"/> Student Visitor Visa	<input type="checkbox"/> Tier 4 Student Visa	<input type="checkbox"/> 不明
---	--	-----------------------------

* ご自身が申請するビザの種類がお分かりにならない場合は、「不明」の欄にチェックを入れ、当社ビザサポート担当へご相談ください。

■日本出発予定日

西暦	年	月	日
----	---	---	---

■ご家族の方と一緒に渡航される予定はありますか。

<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
-----------------------------	------------------------------

■渡航後、最初に参加予定のプログラムについて

教育機関 (アルファベット表記)	
プログラム名(アルファベット表記)	
プログラムの開始日	西暦 年 月 日
プログラムの終了日	西暦 年 月 日
CAS (Confirmation of Acceptance)は受領していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

* 上記が「いいえ」の場合には、その状況について下記に簡単にお知らせ下さい

■上記のプログラム終了後に参加予定のプログラムについて <無い場合は空欄で結構です>

教育機関 (アルファベット表記)	
プログラム名(アルファベット表記)	
プログラムの開始日	西暦 年 月 日
プログラムの終了日	西暦 年 月 日
CAS (Confirmation of Acceptance)は受領していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

* 上記が「いいえ」の場合には、その状況について下記に簡単にお知らせ下さい

■保険について

医療費が高額な海外での補償は必要不可欠です。
beoでは渡航前の海外留学生保険の加入をお勧めしています。

- すでにbeoから案内されている保険に加入希望: 希望タイプ 加入期間
- 保険のパンフレット希望
- 自己手配を予定
- 保険には加入しない予定

※加入ご希望の方につきましては、ご希望のタイプの料金をビザサポート費と一緒にご請求させていただきます。

保険お申込書は当社宛、ご郵送またはご持参ください。
保険証発券はビザを取得された後に行いますのでご安心ください。

■誓約

私は、契約約款を理解した上で、BEO株式会社に、英国/豪州入国査証申請サポートを依頼します。

署名(本人):

署名(保護者):

* 本人が未成年の場合のみ

日付:

日付:

* 太枠の中にボールペンで強くお書き下さい。

お申込者①

フリガナ	生年月日	
様	留学生との続柄	
	携帯電話番号	
	PCメールアドレス	
ご住所 〒		
ご出発予定日	ビザ申請予約日(ビザ申請予定日)	
1. 留学生ご本人はビザ取得を取得されていますか。	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No
2. 留学生ご本人と一緒にビザを申請されますか。	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No
3. 留学生ご本人が今回ビザ申請されるのは6ヵ月以上のコースですか。	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No
4. 留学生ご本人はbeoのビザ申請サポートを利用されていますか、又はされるご予定ですか。	<input type="checkbox"/> Yes	<input type="checkbox"/> No

留学生ご本人について

フリガナ	生年月日	
様	パスポート番号	
	進学先教育機関名	
	コース名	

お申込者②

フリガナ	生年月日	
様	留学生との続柄	

お申込者③

フリガナ	生年月日	
様	留学生との続柄	

お申込者④

フリガナ	生年月日	
様	留学生との続柄	

※誓約
私は、契約約款を理解した上で、BEO株式会社に、英国入国査証申請サポートを依頼します。

署名: _____ 日付: _____

付記

【サポート内訳】

	～サポート～	数	サポート料(税込)
✓	Dependent Visa サポート (*表紙+口座情報ページ+取引見開き2ページまで込)		¥ 10,500 -
	～オプション・サポート～	数	サポート料(税込)
	戸籍謄本翻訳 (お申込者全員が同時に申請される場合は1通を共有可能です。)		¥ 10,500 -
	通帳翻訳追加分 (見開き1ページにつき、¥2100-)		¥ 2,100 -
	合計		¥

イギリス入国査証申請サポート約款

第1条 約款と契約の成立

1. 本契約は、申込者（以下「甲」という）がこの契約約款を承諾の上、BEO 株式会社（以下「乙」という）に対して、英国入国査証申請サポートの申し込みとサポート料の支払いを行い、乙がサポート料の支払いを確認した時点で成立する。
2. 申込書の不備、申し込み、本約款についての誤解釈・不知があった場合に、これによって甲に生じた不利益を乙は負いかねる。
3. 本契約は1回の渡航に限り適応するものであり、現地での延長は対象外とする。

第2条 申し込みから査証取得までの流れ

1. 甲は所定の申込書に必要な事項を記入し、乙に送付する。
2. 乙は申込書を受領したら、甲に乙によるサポート料、および、支払い方法を提示する。
3. 甲は乙が指定した銀行口座へ、「2.」で提示された料金を振り込む。
4. 乙は甲の支払い確認後、査証取得に必要な書類をアドバイスする。また、同時に査証申請書を送付する。
5. 甲は申請書に必要な事項を記入し、申請に必要な書類とともに乙へ返信する。乙は必要に応じて、甲の申請書類作成に関するアドバイスを行なう。
6. 甲は乙より返却された申請書類を英国ビザ申請センターに持参し、申請手続きを行う。
7. 甲は英国大使館より得られた申請結果と、査証に記載された内容を乙に連絡する。

第3条 査証申請サポート料

1. 本サポート料
 - ① Tier 4 Student Visa の申請（留学生本人）
 - サポート料は¥31,500（税込）とする。
 - ② 就学を目的としない学生ビザ申請者同伴家族
 - 1) サポート料は¥21,000（税込）とする。
 - 2) 1名追加毎に¥10,500（税込）とする。
 - ③ Student Visitor Visa の申請
 - サポート料は¥31,500（税込）とする。
 - ④ 翻訳のみのサポート
 - 1) サポート料は通帳、戸籍謄本、奨学金証明書契約書等のいずれか1部につき、¥21,000（税込）とする。
 - 2) その後、1部追加毎に¥10,500（税込）とする。
 - ⑤ 本サポートへの申込書受領後、乙が指定する銀行口座へ振り込むものとする。
2. 本サポート料に含まれるもの
 - ① 査証申請書の送付
 - ② 査証申請書の記入に関するアドバイス
 - ③ その他書類作成に関するアドバイス
 - ④ 甲より翻訳依頼があった場合に限り、銀行通帳（表紙、口座情報ページ、取引記録ページ見開き2ページまで）、または取引明細書2枚までの翻訳
 - ⑤ 乙から甲への郵送料（第一種郵便物）
3. 本サポート料金に含まれないもの
 - ① 英国大使館への査証申請料実費

- ② 家族を証明する戸籍謄本翻訳料¥10,500、在日外国人の方の外国人登録証¥10,500（全て税込）
- ③ 2の④に規定された量を超えての翻訳。
上記については通帳見開き1ページ、又は取引明細書1ページ追加毎に、¥2,100（税込）を申し受ける。
- ④ その他、追加が求められる書類翻訳
- ⑤ 査証申請書類への記入
- ⑥ 甲から乙への郵送料
- ⑦ その他サポートにかかわることで第3条2.に記載がない事項

第4条 契約の解除

1. 契約の解除は、契約の解除に係わる書面を乙が受理した時に、その効力を生じるものとする。
2. 査証申請サポート料の支払い後、甲の都合での契約を解除する場合、甲へのサポート料の返金は一切行なわれない。

第5条 乙からの契約の解除

1. 下記の事由が甲に認められた場合、乙から契約の解除をすることができる。
 - ① 甲が査証申請に必要な条件を明らかに満たしていないと、乙が判断した場合
 - ② 指定の期日までに甲からの必要書類・情報の提供がない場合
 - ③ 甲が未成年で、甲の保護者の同意が得られなかった場合
 - ④ その他、乙が不相当と判断した場合
2. 前項に基づき、乙が契約を解除する場合、甲が支払い済みのサポート料金の返金は行われない。

第6条 個人情報の取り扱い

1. 乙は、申込書、その他の書類等で提供された個人情報を甲への連絡、英国大使館への連絡等の目的に使用する。なお、個人情報を本人の承諾なく第三者に開示することはしない（データ処理等の外部委託を除く）。

第7条 免責・注意事項

1. 本サポートを受ける者は以下の条件を満たしている必要がある。
 - ① 日本国籍を保持している、または在日資格を所有する外国人
 - ② 単身または就学を目的としないご家族同伴で渡英をすること（Student Visitor Visa は家族同伴不可）
2. 本サポートは、査証発給、および、期限内の査証発給を保証するものではなく、あくまでも査証申請を円滑に進めるためのサポートである。従って、申込者の査証発給が拒否された場合、および、渡英までに査証が発給されなかった場合でも、サポート料の返金は行なわれない。また、このような場合に発生する甲の損害に対して、乙は一切責任の義務を負わない。
3. 英国大使館の都合により、査証申請手続き等に変更があった場合、乙は提供するサポート内容を変更する場合がある。
4. 本約款の内容は、2011年9月20日以降に申込みされる契約に適用される。